

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

告 示

○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	一
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)(十三件)	(農林水産経営支援課)	四
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	七
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	七
○道路の区域変更	(道路課)	七
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	七
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	八
○東北歴史博物館特別展「世界遺産ラスコー展クローマニヨン人が残した洞窟壁画」宮城展に係る前売観覧料の徴収事務の委託	(教育庁文化財保護課)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	(同)	八

ページ

○自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退
 ○開発行為に関する工事の完了(二件)
 選挙管理委員会

(同) 九

○政治団体の届出
 ○政治団体の届出事項の異動届
 ○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)
 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)
 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)
 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)
 ○資金管理団体の届出

○かじき等流し網漁業の制限
 宮城海区漁業調整委員会

規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則(平成十一年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「であつて、」を「のうち」に改め、「いう。」の下に「及び火力(地熱を利用するものを除く。)を原動力とする発電用のもの(以下「火力発電所」という。)」を加える。

別表第一の十の項中

ホ 風力発電所の変更の工事の事業(出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。)	風力発電所の変更の工事の事業(事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満増加するものに限る。)
--	--

ホ 風力発電所の変更の工事の事業(出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。)	風力発電所の変更の工事の事業(事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満増加するものに限る。)
--	--

ものに限る。	指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満増加するものに限る。
へ火力発電所の設置の工事の事業（出力が七万五千キロワット以上であるものに限る。）	火力発電所の設置の工事の事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満であるものに限る。）
ト火力発電所の変更の工事の事業（出力が七万五千キロワット以上増加するものに限る。）	火力発電所の変更の工事の事業（出力が三万キロワット以上七万五千キロワット未満増加するものに限る。）

に改める。

別表第二の十の項中「受理又は」を「受理、」に改め、「の通知の受理」の下に「又は第二十八条第一項の規定による届出の受理」を加える。

別表第三の十の項中「届出又は」を「届出、」に改め、「の通知」の下に「又は第二十八条第一項の規定による届出」を加える。

別表第四に次のように加える。

十三 別表第一の十の項のへ又はトに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
原動力についての汽力、ガスタルビン、内燃機又はこれらのを組み合わせたものの別		
燃料の種類		
冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のもの別		

別表第五に次のように加える。

十四 別表第一の十の項のへ又はトに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
原動力についての汽力、ガスタルビン、内燃機又はこれらのを組み合わせたものの別		

燃料の種類	
冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のもの別	
年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
温排水の排出先の水面又は水中の別	
放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）第二条第四項の規定による対象事業となる事業であつて、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの（施行日以後、その内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

告 示

○宮城県告示第百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十七日

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 名称 有限会社安田工務店

2 所在地 宮城県亶理郡山元町山寺字西頭無四十三番地の四十六

3 代表者の氏名 代表取締役 安田 健

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県亶理郡山元町山寺字白川十九番三、十九番四、十九番十一、三十四番一、三十五番二十一、三十四番一地先水路の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破碎施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

五 申請年月日

平成二十八年十二月二十七日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

2 縦覧期間 平成二十九年二月十七日から平成二十九年三月十七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年三月三十一日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十九年一月十九日次の者を指定した。
 平成二十九年二月十七日

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

崔 元吉	循環器科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立循環器・呼吸器 病センター1	栗原市瀬峰根岸五十五番二号
------	------	--	---------------

○宮城県告示第百三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があつた。
 平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在地	所属医療機関の名称	所在地
江川 南翔	内科	医療法人社団 仙石病院	東松島市赤井字 台五十三番七号	石卷市立牡鹿病院	石卷市鮎川浜字 清崎山七番地
松浦 真樹	小児科	医療法人新樹会 まつうら内科小児科クリニック	大崎市古川大宮 一丁目一番七十九号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西 道下七十一番地
磯上 勝彦	神経内科	医療法人社団蔵王会 仙南サナトリウム	白石市大鷹沢三 沢字中山七十四号	地方独立行政法人宮城県立病院 循環器・呼吸器病センター1	栗原市瀬峰根岸 五十五番二号
小野久仁夫	泌尿器科	医療法人社団 仙石病院	東松島市赤井字 台五十三番七号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西 道下七十一番地
石井 洋	内科	医療法人清仁会 中新田クリニック	加美郡加美町字 大門二十番地	公立佐沼総合病院	登米郡迫町佐沼 字下田中二十五 番地
佐々木幸則	内科	石巻市立病院	石巻市穀町十五 番一号	登米市立豊里病院	登米市豊里町土 手下七十四番一 号

○宮城県告示第百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。
 平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

木崎 徳	泌尿器科	医療法人宏人会 石巻クリニッ	石巻市錦町六番四十五号
川又 朋磨	整形外科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城郡利府町青葉台二丁目二番百八号
森安 章人	内科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
浅沼 清孝	消化器内科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号

○宮城県告示第百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）	総トン数二十トンの漁船により船き網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	平成二十九年二月一日	気仙沼市唐桑町上小鮪五十一番五三浦理市 気仙沼市唐桑町小長根百九十七番一十佐々木 正利	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二十九号）第三号（第六号）に規定する漁業	十人

○宮城県告示第百三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市	総トン数二十	平成二十九年	気仙沼市二ノ浜百七十	漁業災害補償	三人

区域（宮城県漁業協同組合の気仙沼の地区のうち鹿折の区域）	トンの漁船き網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	二月一日	八二靖 小松 大浦百七十九 気仙沼市大浦百七十九 小野寺 俊光	法施行令（昭和三十一年政令第二百九十三号）第六号に規定する漁業
------------------------------	--------------------------------	------	--	---------------------------------

○宮城県告示第百三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の気仙沼の地区のうち階上の区域）	総トン数二十トンの漁船き網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	平成二十九年二月一日	気仙沼市岩月千岩田三尾形 哲夫 気仙沼市字波路上後原七十六 芳賀 智明	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十三号）第六号に規定する漁業	四人

○宮城県告示第百三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合）	総トン数二十トンの漁船き網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	平成二十九年二月一日	気仙沼市本吉町小金沢八十四 千葉隆 気仙沼市本吉町赤牛五	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十三号）第六号に規定する漁業	四人

の大本 吉支所 地区の 支本吉 張所出 の区域)	い網を使用し ていさをと ることを目的 とする漁業	十三一 二 芳賀 千鶴男	三号)第六 条に規定する漁 業
---	------------------------------------	--------------------	-----------------------

○宮城県告示第百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号 漁業者数
宮城県 南三陸町 区域(宮 城漁業協 同組合の 支所)の 支所(宮 城漁業協 同組合の 支所)の 支所)	総トン数二十 トンの漁 船により船 き網又はす い網を使用し ていさをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	宮城県南三陸町蔵内百 八十一番一 三浦 正一 宮城県南三陸町柳沢百 三十一番一 三浦 徳雄	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九号) 第三号)第六 条に規定する漁 業	二人

○宮城県告示第百三十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号 漁業者数
宮城県 南三陸町 区域(宮 城漁業協 同組合の 支所)の 支所)	総トン数二十 トンの漁 船により船 き網又はす い網を使用し ていさをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	宮城県南三陸町歌津字 馬場八十四番一 千葉 浩樹 宮城県南三陸町歌津字 小沼三十八番一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九号) 第三号)第六 条に規定する漁 業	二十五人

所の地区)	ていさをと ることを目的 とする漁業	及川 一志	に規定する漁 業
-------	--------------------------	-------	-------------

○宮城県告示第百三十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号 漁業者数
宮城県 南三陸町 区域(宮 城漁業協 同組合の 支所)の 支所)	総トン数二十 トンの漁 船により船 き網又はす い網を使用し ていさをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	宮城県南三陸町志津川 字権現八十六 熊谷 幸治 宮城県南三陸町志津川 字大森六十四 渡辺 京子	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九号) 第三号)第六 条に規定する漁 業	二人

○宮城県告示第百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号 漁業者数
石巻市 区域(宮 城漁業協 同組合の 支所)の 支所)	総トン数二十 トンの漁 船により船 き網又はす い網を使用し ていさをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	石巻市雄勝町大須字館 森百三十九 西條 博利 石巻市北上町十三 浜字 武生百十四番一 留吉	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九号) 第三号)第六 条に規定する漁 業	二人

び雄勝町 所の地区				
--------------	--	--	--	--

○宮城県告示第百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 支所前網 支所の地 区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により船び き網又はすく い網を使用し ていさだをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	石巻市寄磯浜前浜五十 坂本俊一 石巻市前網 渡辺公男	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六條 に規定する漁 業	十四人

○宮城県告示第百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 支所前網 支所の地 区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により船び き網又はすく い網を使用し ていさだをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	石巻市鮫浦細田三十一 阿部富士男 石巻市鮫浦細田三十 阿部功	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六條 に規定する漁 業	二人

○宮城県告示第百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 支所前網 支所の地 区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により船び き網又はすく い網を使用し ていさだをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	石巻市泊浜平畑十七一 阿部忠行 石巻市泊浜釜ノ上四一 阿部友廣	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六條 に規定する漁 業	六人

○宮城県告示第百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
女川町区 域（宮城 県漁業協 同組合の 支所前網 支所の地 区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により船び き網又はすく い網を使用し ていさだをと ることを目的 とする漁業	平成二十九年 二月一日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜二十七 鈴木忠一郎 牡鹿郡女川町御前浜字 御前百三 相原廣悦	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六條 に規定する漁 業	五人

○宮城県告示第百四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者

の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	石巻市区(宮城) 同組合の 網地島支 所及び表 浜支所の 地区)	区分	総トン数二十 トン未満の漁 船により船び き網又はすく い網を使用し ていさだをと ることを目的 とする漁業	同意成立の 届出年月日	平成二十九年 二月一日	発起人の住所及び氏名	石巻市給分浜後山一 六 木村 初雄 石巻市小淵浜小淵六 二 木村 満翁	漁業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和二十九年政 令第二百九十 三号)第六十 九条に規定する漁 業	特定第二号 漁業者数	十一人
----	---	----	---	----------------	----------------	------------	--	-------	---	---------------	-----

○宮城県告示第百四十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

平成二十九年二月十七日

○宮城県告示第百四十七号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年二月十七日から平成二十九年三月三日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

二 申請年月日

平成二十九年二月六日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
登米市迫町佐沼字西館無番地先から 同市迫町北方字紫雲山無番地先まで	前	一〇・一 一一・五	敷地の幅員 (メートル)
	後	一一・八 一二・三	敷地の延長 (メートル)

○宮城県告示第百四十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・八号御所入湊線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第百五十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画駐車場

2 名称 二号石巻駅前自転車駐車場

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川中央地区

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 取用の部分

都市計画事業の認可(平成二十七年三月十日宮城県告示第百三十四号)の事業地の字助作及び、字城場を削る。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百五十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、東北歴史博物館

館における特別展「世界遺産ラスコー展クロマニヨン人が残した洞窟壁画」宮城展前売観覧料に係る使用料の徴収事務を平成二十八年十二月二十六日次のとおり委託した。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社河北新報社

仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

東北放送株式会社

二 委託期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年三月二十四日まで

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
けやき薬局石巻店	石巻市恵み野五丁目十一三	平成二十九年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地

変更前	局 めでしまの里オレンジ業	名取市愛島笠島字野田三十八ー四
変更後	局 めでしまの里オレンジ業	名取市愛島郷一丁目十六ー二十五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定辞退年月日
有限会社サイカ薬局	調剤	伊具郡丸森町字鳥屋四ー一	平成二十六年八月二十九日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年二月十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館川上字東北畑四番十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区柳生四丁目八番地の三パルコート
B棟二〇一
大槻 ユリ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年二月十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字寺六十四番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市赤井字中二号五十七番地二

大坂 一彦

選挙管理委員会

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年二月十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

秋本好則後援会	秋本 好則	渡辺 京子	柴田郡柴田町槻木白幡一ー六ー三七	平成二十九年一月二十四日
阿部ひろあき後援会	阿部 浩章	畑山 輝行	石巻市貞山三ー三ー一〇	平成二十九年一月三十一日
及川まさのり後援会	及川 昌憲	及川 充	登米市南方町大袋二一〇	平成二十九年一月四日
小関幸一後援会	松村 行衛	小関 洋子	刈田郡七ヶ宿町字関四九	平成二十九年一月二十四日
ごのい惣一郎後援会	石川儀一郎	遠藤 慶一	東松島市赤井字川前五番七四	平成二十九年一月二十三日
齋藤とおる後援会	星 和樹	横山 章	東松島市赤井字星場二〇二	平成二十九年一月十日
佐藤さとし後援会	白鳥 徳義	佐藤 正行	栗原市築館字黒瀬下屋敷六一ー二	平成二十九年一月十八日
高橋ゆたか後援会	高橋 豊	高橋 豊	柴田郡大河原町字錦町六一ー六	平成二十九年一月六日
手代木せつこ後援会	手代木せつ子	手代木せつ子	○東松島市牛綱字駅前二ー二七ー一	平成二十九年一月二十七日
土井みつまさ後援会	土井 光正	土井すみ江	東松島市大曲字貝田七〇	平成二十九年一月十日
ふるかわ泰広後援会	鈴木 忠	古川 宣子	東松島市小野字裏丁九八	平成二十九年一月二十三日
ふるかわ泰広はげま	添田 尚	小林 世明	東松島市小野字裏丁九八	平成二十九年

す会 一月二十三日

森とし子を支える会 児玉 芳江 森 俊道 柴田郡柴田町船岡土手内二二一 平成二十九年一月十日

○宮選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

民進党宮城県第2区 林 宙紀 会計責任者 平井 緑子 小野寺 健 平成二十九年一月二十七日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

伊藤ゆうこ後援会 伊藤 静雄 主たる事務所の所在地 加美郡加美町菜切谷字清水一四一四 狼塚字東北原一六一六 平成二十九年一月二十三日

猪股洋文後援会 大山 匡 会計責任者の氏名 佐々木盛雄 高橋 秋雄 平成二十九年一月十八日

きむら清一後援会 片倉 勇規 代表者の氏名 片倉 勇規 及川 胤雄 平成二十九年一月二十七日

くまがい大後援会 菅井 茂 会計責任者の氏名 豊島 栄一 近藤 孝雄 平成二十八年十二月三十一日

政治結社尊皇至誠會 官澤 政昭 主たる事務所の所在地 富谷市成田六一八一九 黒川郡富谷町成田六一八一九 平成二十八年十月十日

仙台市医師連盟 永井 幸夫 会計責任者の氏名 松永 弦 阿部 信一 平成二十八年六月二十四日

出川ひろかつ後援会 出川 博一 主たる事務所の所在地 富谷市明石台一二六一二 黒川郡富谷町明石台一二六一二 平成二十八年十月十日

宮城県商工政治連盟 本木 拓也 代表者の氏名 本木 拓也 斎藤 清一 平成二十八年十一月七日

大河原支部

若生ひでとし後援会 若生 英俊 主たる事務所の所在地 富谷市今泉上中田九九九 黒川郡富谷町今泉字上中田九九九 平成二十八年十月十日

○宮選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十九年二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部 熊谷 大 平成二十八年十二月三十一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

青木まりえ後援会 加藤 修三 平成二十八年十二月二十八日

オアシスの会 竹澤 顕治 平成二十八年十二月二十八日

加藤よしあき後援会 玉槻 正夫 平成二十九年一月三十日

ごのい惣一郎後援会 石川儀一郎 平成二十五年五月三十日

佐々木幸一後援会 佐々木光留 平成二十八年十二月三十一日

名取の未来をひらく会 佐々木昌之 平成二十八年十二月二十八日

ふるかわ泰広後援会 鈴木 忠 平成二十五年四月三十日

ふるかわ泰広はげます会 添田 尚 平成二十五年四月三十日

○宮選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の添付（訂正）(五)

<p>(その他の政治団体)</p> <p>このいづれ一部後援会</p> <p>報告年月日 29. 1. 23 (25. 5. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>ふるかわ泰広後援会</p> <p>報告年月日 29. 1. 23 (25. 4. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>ふるかわ泰広はげます会</p> <p>報告年月日 29. 1. 23 (25. 4. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>〇阿部謙一郎長十六号</p>	<p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)</p>
<p>政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十九年二月十七日</p> <p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)</p> <p>(政党の支部)</p> <p>自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部</p> <p>国公議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号</p> <p>公職の候補者の氏名 熊谷 大</p> <p>公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員</p> <p>報告年月日 29. 1. 6 (28. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 44,560,963</p> <p>前年繰越額 5,290,737</p> <p>本年収入額 39,270,226</p> <p>2 支出総額 44,560,963</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 4,770,000</p> <p>個人分 1,660,000</p> <p>団体分 1,900,000</p> <p>政治団体分 1,210,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 34,500,000</p> <p>自由民主党本部 34,500,000</p> <p>その他の収入 226</p> <p>一件十万円未満のもの 226</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 17,995,856</p> <p>人件費 9,569,054</p> <p>光熱水費 128,845</p> <p>備品・消耗品費 1,933,116</p>	

事務所費	6,364,841	2 支出総額	0
政治活動費	26,565,107	オアソアの会	
組織活動費	4,294,646	報告年月日 29. 1. 11 (28. 12. 28解散)	
選挙関係費	12,000,000	1 収入総額	0
機関紙誌の発行その他の事業費	9,274,080	2 支出総額	0
宣伝事業費	9,274,080	加藤よしあき後援会	
寄附・交付金	996,381	報告年月日 29. 1. 30 (29. 1. 30解散)	
5 寄附の内訳		1 収入総額	0
〔個人分〕		2 支出総額	0
熊谷大	1,000,000	佐々木幸一後援会	
黒坂茂	100,000	報告年月日 29. 1. 23 (28. 12. 31解散)	
黄川田仁志	100,000	1 収入総額	0
年間五万円以下のもの	460,000	2 支出総額	0
〔団体分〕		名取の未来をひらく会	
(株)ケーユーケー	100,000	報告年月日 29. 1. 19 (28. 12. 28解散)	
宮城県タクシー協会	300,000	1 収入総額	400,000
(株)三晶	1,000,000	本年収入額	400,000
(株)ヒルズ	100,000	2 支出総額	378,923
年間五万円以下のもの	400,000	3 本年収入の内訳	
〔政治団体分〕		寄附	400,000
塩釜医師連盟	300,000	個人分	400,000
日本柔道整復師連盟	100,000	4 支出の内訳	
全国たばこ耕作者政治連盟	100,000	経常経費	107,941
自由民主党東京都第十九選挙区支部	100,000	備品・消耗品費	87,941
全日本トランプ事業政治連盟	300,000	事務所費	20,000
年間五万円以下のもの	310,000	政治活動費	270,982
(その他の政治団体)		機関紙誌の発行その他の事業費	269,902
青木まりえ後援会		宣伝事業費	269,902
報告年月日 29. 1. 11 (28. 12. 28解散)		その他の経費	1,080
1 収入総額	222,492	5 寄附の内訳	
前年繰越額	222,492	〔個人分〕	

年間五万円以下のもの

400,000

○宮選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

（その他の政治団体）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

加藤よしあき後援会

報告年月日 29. 1. 30 (29. 1. 30解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十九年二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者の氏名）

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

土井 光正 東松島市議会議員

土井みつまさ後援会

平成二十九年一月九日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。）の操業について、次のとおり制限する。

平成二十九年二月十七日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十九年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認められた場合には承認の対象としないことがある。

1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者

2 その他委員会が認めた者

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

ない。

五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎突端

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
 4 漁具の制限

- (一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならぬ。
- (二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

5 漁具の標識

- (一) 敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。
- (二) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

- (一) 及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならぬ。

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十九年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書（様式第一号）をその住所を管轄する地方振興事務所を經由し、宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事

の副申請書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十九年三月六日までとする。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覧表（様式第二号）
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚げ切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書
- (三) 印鑑証明書
- (四) 漁船原簿謄本
- (五) 年間事業計画書（様式第四号）
- (六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
- (七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書
- (八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本
- (九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町一丁目九十一 電話 〇二二一三六六一二二三	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四一三十二 電話 〇二二五一九五一四七三	石巻港
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七〇一六 電話 〇二二六二二二一六八五一	気仙沼港

(承認証の書換え交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(漁獲成績報告書の様式)

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

(別記)

指示様式第1号

宮かじぎ第 号

- 1 文字及び数字(承認番号)の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。
- 2 文字、数字(承認番号)及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第2号

船 名	根 拠 地 名
--------	------------------

- 1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

要領様式第1号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

㊦

㊦

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操業区域 宮城県地先海面
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名 丸
 - (2) 漁船登録番号 トン
 - (3) 総 トン 数
 - (4) 機関の種類及び馬力数 P S又はキロワット
- 4 承認証交付希望港

(A4縦)

要領様式第3号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

宮城県 年 月 日
魚市場 ㊦

下記のとおり当市場に陸揚げしたことを証明する。

記

- 1 船名 丸
- 2 漁船登録番号 トン
- 3 総トン数 P S又はキロワット
- 4 機関の種類及び馬力数
- 5 所有者の住所及び氏名
- 6 陸揚実績表

項目	魚種別漁獲高				合計
	まぐろ	かじき	かつお	その他	
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円

(A4縦)

要領様式第4号

年間事業計画書

船名 丸 氏名

漁業種類 区分	漁業	漁業	漁業	合計
漁獲物の種類				
漁獲物の期間				
操業日数				
航海日数				
漁獲予想数量				
漁獲予想金額				
乗組員数				
所要経費	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
合計				

(A4縦)

要領様式第5号

(表)

	宮かじき第 号	
	住 所	
	氏 名	
1 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
2 操業区域	宮城県地先海面	
3 使用船舶	丸	
(1) 船 名	丸	
(2) 漁船登録番号		
(3) 総 ト ン 数	トン	
(4) 機関の種類及び馬力数	ジーゼル	
4 条件及び制限 (裏面記載のとおり)	PS又はキロワット	
年 月 日		
宮城海区漁業調整委員会 会 長	印	

(A4縦)

要領様式第5号

(裏)

条 件 及 び 制 限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域
 - 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。
 - ア 岩手県大船渡市首崎突端
 - イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点
 - ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点
 - エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点
 - オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
 - カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
 - キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限
 - (1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。
 - (2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識
 - (1) 両端部の浮標
 - 星間にあつては別記様式第2号による標識及びレーザー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーザー反射板
 - (2) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標
 - 星間にあつては別記様式第2号による標識、夜間にあつては白色の灯火
 - (3) (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならぬ。
 - 6 塗装しない船舶の使用禁止
 - かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならぬ。
 - 7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）を遵守しなければならない。
 - 8 漁獲成績報告書の提出の義務
 - 操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
 - 9 承認の取消し
 - この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

要領様式第6号

承認証交付申請書

年 月 日

地方振興事務所長 殿
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住 所

氏 名

㊦

年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けましたが、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港
- 7 その他 (連絡先等) 港

(A4縦)

要領様式第7号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 記載事項

変 更 前	変 更 後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

要領様式第 8 号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊟

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

(A 4 縦)

要領様式第9号

宮城県漁業調整委員会 殿

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

様式番号	7・8	県名	9・10	漁業種類	11・12	整理番号	13-15	漁船登録番号	16-20	トン数	21-25	PS又はキロワット	26-29	漁法	30	通常従業員数	31・32	33-35	陸揚場	36-38	港	港
1	2~6														*							
2	1	6	1	2	0	0	*	*	4	3	*	*	*	*	*	*	*					

航海日数	操業日数	45~51	52~54
39~41	42~44	*~*	*~*

住所	
報告者氏名	
報告者名	
年月分報告	平成 年 月 分
報告年月日	平成 年 月 日

投網年月日	北緯 緯度	東経 経度	農林漁区	網		魚種別漁獲量 (尾数)												備考								
				表面水温 (C)	網目長さ (mm)	めかじき	まかじき	くじき	しじき	類	ぼうら	まぐろ	ろ	量	きばだ	かつお	もうかさめ		よしきり	しま	あろ	その他				
53565758596061	62	63度分66	67	68度分72	73~76	77~80	81~83	84858687	88~91	92~95	96~99	100~103	104~107	108~111	112~115	116~119	120~123	124~127	128~131	132~135	136~139	140~143	144~147	148~151		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2				*	*	*																		
*	1:2	1:2																								